

環境・まちづくり特別委員会 送付4-22

日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスについての陳情

受付年月日 令和4年10月6日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2022年10月5日

千代田区議会議長 桜井 ただし様
環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスについての陳情

陳情者：



第1 陳情の趣旨

- 1 今後の日本テレビ沿道まちづくりに関する公平性・透明性の確保のため、オープンハウス開催に至るプロセスの問題について、区議会で事実関係を確認してください。
- 2 オープンハウスの位置付け及びアンケート結果分析における正確性を担保するためにオープンハウスの告知方法及びその問題点について、区議会で事実関係を確認してください。
- 3 これまで沿道まちづくり協議会において、多様な立場から異なる意見が出ていたにもかかわらず、オープンハウスの実施に当たっては一当事者である日本テレビの関係者が説明担当として常駐するなど公平性の観点から重大な問題がありました。オープンハウス実施に当たっての公平性が損なわれた問題について、区議会で事実関係を確認してください。

第2 陳情の理由

1 本件オープンハウス開催に至るプロセスの問題

日本テレビ通り（以下、「日テレ通り」といいます。）これまで沿道まちづくり協議会が設置され、令和4年9月26日まで12回の日本テレビ通り沿道まちづくり協議会（以下、「協議会」といいます。）が開催されています。ところが、令和4年7月3日、4日に行われたオープンハウス（以下、「本件オープンハウス」といいます。）の開催については協議会で議論されていませんでした。

この協議会は、地域に住み、働き、学ぶ様々な人々がまちの将来像を地域で共有し、市ヶ谷駅から麴町大通りに繋がる日本テレビ通り沿道の賑わい創出による地域の魅力向上を図るとともに地域の品格ある住宅と先進的な業務商業の調和を目指したまちづくりを推進することを目的とするものです（設置要綱第1条）。協議会の検討事項は、（1）地域のまちづくりの将来イメージに関すること、（2）地域の課題に関すること、（3）地域の公共施設の



整備に関すること、(4) その他、地域のまちづくり全般に関することとされています。

本件オープンハウスの開催は、日テレ通りのまちづくりの将来イメージに関するものであり、上記検討事項の全てに関係し、かつ大きな影響を与える可能性があるものです。それにもかかわらず、本件オープンハウスは協議会で議論されずに開催されました。本件オープンハウス開催に至るプロセスは透明性・公平性を欠くものでした。

今後、透明性・公平性を確保しながら、日テレ通りのまちづくりを進めるために、本件オープンハウス開催に至るプロセスについて、下記の事実関係について、区議会で確認してください。

(記)

1-①

本件オープンハウスの開催をいつ誰がどのように決めたのか。区はどのような立場で関与したのか。

1-②

協議会の委員が本件オープンハウスの開催可否について意見を述べ、協議する機会をもたなかった理由は何か。区は協議会の進め方について関与したのかどうか。

1-③

本件オープンハウスの開催に向けて、説明パネル等の展示内容はいつ誰が決めたのか。区は、説明パネル等の展示内容について関与したのかどうか。

1-④

本件オープンハウス当日に説明を行う担当者及び説明内容は、誰がいつ決めたのか。区は、説明者の選定及び説明内容について関与したのかどうか。

1-⑤

本件オープンハウスの経費について、誰がいつ了承したのか。経費はいくらで誰が負担したのか。区は経費負担について関与したのかどうか。

以上

2 本件オープンハウスの告知について

本件オープンハウスの告知は、協議会の委員にも十分に知らされていませんでした。告知がどのように行われたかは、本件オープンハウスの位置付けやアンケート結果の分析にも影響する重要な事項です。区議会において、下記の事実関係を確認してください。

(記)

2-①

本件オープンハウスの告知方法は、いつ誰が決めたのか。区は告知方法について関与したのかどうか。

2-②

協議会の委員・住民・住民以外の者のそれぞれに対し、いつ、どのような告知を誰が行ったのか。区は告知に関与したのかどうか。

2—③

高さ 90 メートルについて告知内容に含まれていなかったのはなぜか。区は告知内容について関与したのかどうか。

3 本件オープンハウス実施にあたっての公平性について

本件オープンハウスの実施にあたっては、当日の説明担当者として日本テレビの関係者が常駐するなど公平性に問題がありました。本件オープンハウス実施の公平性について、区議会として、下記の事実関係を確認してください。

(記)

3—①

説明担当者の人数、所属等が公平性を担保するものであったかどうか。説明担当者の選定などの準備に区が関与したかどうか。

3—②

協議会では日本テレビの提案に対して異論が出ていたことから、異なる意見の立場の者を説明のために常駐させることが考えられるが、事前準備の段階で検討がされたかどうか。また、異なる意見の立場の者がいないことについて、区が何らかの指導を行ったかどうか。

3—③

本件オープンハウスでの説明に関して、説明のための説明事項・想定問答集・マニュアル等の資料が作成されていたかどうか。区が資料の作成について関与していたかどうか。

3—④

本件オープンハウスの実際に要した経費の費目、金額。その負担者。また、財政面から区に関与があったかどうか。

以上